

令和3年度第3回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2021年8月30日（月）14時開会
場 所：札幌市子ども未来局大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございます。子ども未来局子どものくらし支援担当課長の木村です。よろしくお願いします。

初めに、出欠状況ですけれども、高橋委員、加藤委員、遠山委員からは欠席ということで連絡をいただいております。

本日の出席者は5名で、定足数に達していることをご報告いたします。

本日の審議事項でございますが、皆様には事前に次第と資料をお送りしておりますけれども、審議事項は四つございます。1番目が「札幌市子どもの貧困対策計画」の実施状況について、2番目が子どもの生活実態調査市民アンケートについて、三つ目がヤングケアラーの実態調査について、4番目が令和3年6月死亡事案についてとなっております。

会議資料ですが、事前にお送りしておりますけれども、資料1-1から1-2、それと、1枚物の右上に「参考」と記載のある資料があるかと思えます。資料2-1から資料2-7、資料3-1から3-3、資料4とその別紙1、2となっております。よろしいでしょうか。

次に、会議の公開、非公開についてです。

本日の会議につきましては動画配信を行っており、あらかじめ視聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。審議事項の四つ目に関しましては、その内容から非公開とさせていただく予定となっておりますが、後ほどお諮りする予定になっております。

それでは、本日の議事進行につきまして、松本部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

2. 審議事項

○松本部会長 事務局のほうに伺う予定だったのですけれども、急遽、自宅からオンラインで参加をさせていただくことになりました。

事務局と確認なのですけれども、仮に私が自宅のインターネットですので、これまでの経験だと多分大丈夫なのですけれども、仮に私が落ちた場合は、議事はどなたかに代わって進行していただくことは可能ですか。

○事務局（野島子ども育成部長） 特に代理の方を指名しているという形ではないものですから、一旦、復帰するまで、我々のほうで一旦進行を引き受けてですね、また松本部会長のほうが復帰したら、またお願いするという形になるのかなと思っておりますけれども。

○松本部会長 承知しました。どうしても駄目なようだったら、そのときの対応というふうにしたいと思います。

その場合は、私、事務局のほうに電話をして打ち合わせをしたいと思っております。

こちらがつなぎが悪い場合、電話をして対応についてご相談いたしますので、その間、議事をどなたか、事務局の方、代わって進めていただければと思います。そういう確認で進めたいと思いますけれども、ほかの方、よろしゅうございましょうか。

それでは、なかなか感染状況も落ちつきませんが、第3回の部会について開催をしたいと思います。

議事は4点で、少々多うございますので、できれば中に休憩を挟んで3時間でおさめたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の計画の実施状況について事務局のほうからご説明ください。よろしくお願いいたします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） くらし支援担当、木村です。

子どもの貧困対策に関する議題としましては、一つ目の計画の実施状況についてと二つ目のアンケート調査票についてご審議をいただくという予定で、時間としては1時間から1時間半ぐらいで考えております。よろしくお願いいたします。

まず、一つ目の「札幌市子どもの貧困対策計画」の実施状況についてですが、平成30年度から令和2年度までの3年間の状況につきまして、資料1-1に基づきご説明をいたします。毎年、前年度の取組について部会での点検評価をお願いしているところですが、今回は計画の改定時期にかかっていることから、計画策定時からの3年間について中間的にまとめております。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

計画の成果指標についてです。五つの基本施策ごとに10の指標を設定しております。5年ごとに把握可能なものと毎年の調査により把握可能なものがあり、策定当初の値、現状値、目標値を記載しております。毎年把握可能な指標の状況につきましては、次ページ以降のまとめと併せてご説明をしたいと思いますが、こちらのページも適宜ご参照いただければと思います。

資料の3ページですが、このページ以降は五つの基本施策ごとにまとめております。資料のつくりとしては、上段に計画策定時の課題、中段に計画策定後3年間の状況、下段には指標も含めた評価について記載しております。

それでは、基本施策1、「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」です。

課題については、困難を抱えている世帯ほど、相談する人がいない、制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にある、周囲から気づくことが難しい、相談窓口への行きづらさを感じているとなっています。

3年間の取組状況ですが、（1）困難に気づき、支援につなげる体制として、子どものくらし支援コーディネート事業のモデル事業を開始し全市に拡大しました。子どもの貧困への理解促進として、出前講座や研修を実施しておりますけれども、コロナ禍以降は減少傾向にあります。

(2) 成長段階に応じた切れ目のない相談支援については、計画に記載しております16の取組のうち、スクールソーシャルワーカーの配置数やひきこもり対策の相談件数は数値が伸びています。一方、コロナ禍の影響を受けた取組もございました。

(3) 配慮を要する子ども・世帯への相談支援についてですが、昨年この部会でご意見をいただきました障がい児に関する取組につきまして、庁内協議の上、資料記載の二つの取組について計画に追加いたしました。また、星印として記載しておりますけれども、計画未掲載の項目で、その後、状況に応じて実施した事業、取組になりますけれども、家庭児童相談室の職員を増員しております。

右側に参りまして、(4) 支援機関や団体等との連携、広報についてですけれども、第3次児童相談体制強化プランを策定、要対協ケース会議の件数が増えているという変化がありました。星印、計画未掲載の事項として、第二児相の整備着手など体制強化の取組を行ったところです。

下段の評価についてですけれども、指標②の相談等により不安や負担が軽減されている割合は、計画策定時から見ると上昇傾向にあります。現状値81.3%ということで、負担軽減に至らない世帯も一定割合存在しているということが言えると思います。

その下の矢印ですけれども、困難を抱える子ども・世帯は複合的な問題を抱えている等の傾向が見られ、息の長い取組、信頼関係、つながりの維持が課題というふうに考えております。

また、感染状況に留意しつつ相談ニーズに対応することも必要ですが、これから実施するアンケート調査やヒアリングなどにより、課題を再確認していくことも必要と考えています。

4ページと5ページですが、ただいまご説明しました主な取組について、計画策定時と現在の状況との変化を対比するために簡単な図で示しております。計画に沿って拡充された取組がほとんどですけれども、コロナの影響を受けている取組もございます。

6ページをご覧くださいと思います。

子どものくらし支援コーディネート事業についての資料になりまして、毎年この部会でお示しているものですが、全市に拡大したことと、あと、右側の表の受理件数ですけれども、事業開始からのトータルの件数ということで、1,122件ということで更新をしているところです。一番右下の【その他】というところですが、最近の変化としまして、コーディネーターのケース会議への参加件数が増えていることと、子ども食堂への訪問が徐々に増えていることを記載しております。

次、7ページをご覧くださいと思います。

基本施策2、「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」です。

課題としましては、子育ての不安をひとりで抱え込む世帯が増加、困難を抱える世帯では学習環境や学習理解度に問題があること。三つ目として、居場所がないと感じる子ども、孤食、モデルとなる大人と関わる機会が大切ということで記載しております。

3年間の取組状況として、左側から（１）乳幼児期の成長を支える取組としまして、子ども医療費助成を段階的に拡充、乳幼児健診等の取組を実施しています。コロナ禍により一時休止となったものもございました。

（２）乳幼児期の保護者への支援として保育施設の整備を進めておりますけれども、星印の計画未掲載の取組として、保育料の無償化、保育人材の確保の取組について記載をしています。

真ん中の段で、（３）学びを支える支援として、学校教育に加え、高校中退者等に対する学習支援を実施しています。

（４）子どもが安心して学ぶための支援として、スクールソーシャルワーカーなど学校での体制充実のほかに、フリースクール等への支援を拡充しております。

（５）教育に関する経済的支援として、就学援助や奨学金の給付を実施しております。

（６）子どもの居場所づくりでは、子ども食堂等への補助制度を開始いたしました。コロナ禍以降は弁当配布等の方法で活動を継続している団体も見られます。

（７）子どもの体験活動については、サタデースクールなどの取組を拡充しましたが、令和２年度はコロナ禍の影響を受けている状況です。

下段の評価ですけれども、指標③、子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合については、低下傾向。

指標④、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合はやや上昇傾向にございます。

その下の矢印ですが、子どもの育ちを支える事業では、医療費助成や保育施設整備などの環境整備とともに、不安を一人で抱え込む傾向という当初の課題に立ち返って考えると、相談支援へのアクセスやつながりの維持の観点が重要になってくると考えています。

また、学びについては、子どもの将来の自立に関わる事項であり、継続して取り組むべき課題であり、子ども食堂等の居場所づくりについては、コロナ禍での実態やニーズの把握が必要と考えています。体験・交流活動は、子どもの貧困対策の観点から継続した取組が重要と考えています。

８ページから１０ページについては、この施策の主な取組を記載をしております。

１１ページ、基本施策３「困難を抱える若者を支える取組の推進」です。

課題としては、大学進学の問題、進学や就職に対するイメージが持てないことを上げています。

3年間の取組状況は、（１）若者の自立支援の促進として、若者支援施設で高校中退者への支援の拡充、自立支援プログラム等を実施しています。

（２）ひきこもり対策の充実ですが、地域支援センターの相談件数は増加しております。

また、星印の計画未掲載のものとして、困難を抱える若年女性支援事業について記載をしております。

評価については、指標⑤、若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路を決定した割合は上昇傾向にあるというふうに言えるかと思えます。ただ、これに関しては雇用情勢や支援メニューによって変動する要素もありまして、若者支援総合センターに限ってみると数値は横ばいという状況になっております。

その下の矢印では、若者支援センターやひきこもり支援センターでの継続した取組について記載をしております。

続きまして、13ページをご覧ください。

基本施策4「保護者の就労や生活基盤の確保」です。

課題としては、教育資金など世帯の経済状況が子どもに影響すること、仕事をしているが収入が少ない、特に母子家庭ではその傾向が強いということが5年前の課題になっています。

3年間の取組状況としては、(1)保護者の自立・就労に向けた支援では、女性やひとり親家庭向けの就労支援を拡充。就職に至る割合が年々増加している取組がある一方、周知が必要という事業もございまして。

(2)生活基盤の確保について、児童扶養手当等の支給、貸付事業などの取組を実施しております。計画未掲載のものとしては、昨年度の家計急変ひとり親世帯への臨時特別給付金などの支給をしています。

評価については、指標として、家計の状況と母子家庭の就業者のうち正規職員の割合の二つを設定しておりますけれども、こちらについては5年ごとの把握となっております。国の国民生活基礎調査の結果を記載しておりますけれども、これについてはコロナ禍前のデータになりますので、参考程度にご覧いただければと思います。

この施策については、今後も自立支援と経済的支援が二つの柱になって着実に実施していくということが重要ということで記載をしているところです。

最後、15ページ、基本施策5をご覧くださいと思います。

「特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進」ということで、ここでは、児童養護施設等入所児童、ひとり親家庭、生活保護世帯の課題をそれぞれ記載しております。

3年間の取組状況につきましては、(1)社会的養護を必要とする子どもへの支援については、児童養護施設に入所中あるいは解除された方への支援等を実施。

(2)ひとり親家庭への支援として、多岐にわたる課題に対応するため16の取組を実施。計画未掲載のものとして、養育費確保支援の取組を実施するところです。

(3)生活保護世帯、生活困窮世帯への支援として、生活保護制度の着実な運用や、就労支援や学習支援等を実施しております。

評価についてですけれども、指標の動きとしては、指標⑧、家庭的養護の割合が上昇傾向。指標⑩、生活保護世帯の子どもの高校進学率については、やや減少傾向です。要因については記載のとおりですけれども、この取組は、子どもの貧困という意味ではより厳しい環境にあるお子さん・世帯になりますので、継続した取組が必要と考えております。

実施状況についての説明は以上になりまして、本日の会議でのご意見、評価を踏まえまして、ホームページで計画の実施状況を公表するとともに、今後の計画や改定作業に反映していきたいと考えております。

併せて、一枚物の別紙という資料があると思うのですがけれども、そちらも併せて説明をしたいと思っております。

前回7月5日の児童福祉部会で委員からご質問があった事項について、資料にまとめたものになります。

1番目、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率について、成果指標との関わりで進学率の変化についてご質問がございました。大学、短大、専修学校、各種学校への進学率の変化について、本市と全国の数値を記載しております。その下の二つの表ですがけれども、大学と短大に限定した場合の本市と全国・全世帯の数値を記載しています。

2番目、高校中退率の推移について、公表されております北海道と全国の数値を記載しています。

3番目のひきこもり支援についてですがけれども、現在の計画では、ひきこもりを含む若者に関する成果指標が就労に関するもの一つのみということで、就労以外の支援があることを指標の中でも見えるようになるというご意見をいただきまして、関連のデータを記載しております。

相談件数の表ですがけれども、これは全年齢のものになっています。口頭での報告になりますけれども、令和2年度の当事者の年齢別の割合としましては、30歳以上が6割を占めておりまして、10代が2割、20代が2割となっています。

全年齢のものですがけれども、初回の新規の相談の目的としては、関わり方について、今後の生活の仕方についての割合が高くなっています。今後については、若年層についてどういった支援の方向性になっているのかヒアリング等で確認していく必要があると考えているところです。

裏面に参りまして、4番の配偶者等からの暴力に関する相談件数など、DVに関してですがけれども、貧困にこの問題は直結してくるので、計画にも「DV」という言葉が入ってきてよいのではないかとご意見をいただいたところです。

まず、相談件数の推移としては、表のとおり増加傾向にあります。

DVに関しましては国の子どもの貧困対策の大綱でも位置づけられておらず、単独の貧困対策計画がある七つの政令市の状況について確認をいたしました。項目として位置づけられている都市はなく、DVに関する記述といたしましては、資料に記載しておりますけれども、横浜市は支援者ヒアリングの指摘、仙台市では協議会への状況報告ということで、DVに関する事例の記述がございました。

5番目、母子保健において把握した特定妊婦の数の推移というところですがけれども、この問題についても変化を把握していくべきだというご指摘がございまして、特定妊婦の推移を表に記載しております。令和元年度の備考の米印ですがけれども、新たに支援を開始し

た数のみの計上から、従前より支援していた世帯の数も計上したということで、変化がありました。

資料の説明については、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本部長 どうもありがとうございます。

それでは、今のご報告、あるいは資料について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、ちょっと私のほうから簡単のところ、1点よろしいですか。

これは4ページ目になるのですかね、前もお聞きしたことがあると思うのですが、スクールソーシャルワーカーさん、あるいはスクールカウンセラーさんの活用ということで、時間数や人数が増えているというのはいいことだと思うのですが、スクールソーシャルワーカーさん、これ、パートタイムが基本ですよ。頭数のときに、1人何時間ということになっていて、1週40時間なり、フルタイム換算だと、これ、何人になるのですか、何人から何人になるのですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） その数字は今ちょっと持ち合わせておりません。

○松本部長 それは把握されていないということですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 でも、それは大事なことのよう気がしているのですね。前からこういう会議のとき、これ、フルタイムで何人なのかというふうなことをいつも申し上げてはいるのですが、そうすると、お答えがあつたりなかったり。大まかに、お一人何時間ですか、勤務時間は。フルタイムの方が11名、教育委員会に雇用されているわけではないというふうに承知をしています。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 巡回で回ってらっしゃる方と有資格の方がいるというふうには把握しているのですが、勤務時間数については、すみません、ちょっと、今お答えできる数字は。

○松本部長 今お手元になれば、後で皆さんにお知らせいただくようなことでよろしいかと思っておりますけれども。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい、申し訳ございません。

○松本部長 頭数だけでなく、これ、フルタイムなのかどうか、雇用形態だとか、時間数だとかということも、特にこういう人員の配置のときには重要なことかというふうに思っておりますので、そういうことも入れてご報告していただけると、実際どれぐらい増えたかというようなことが明確になるかと思っておりますので。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 すみません、私のほうから1点、以上です。

ほか、いかがでしょうか。

○北川委員 何かいつも気になるところで、本当にちょっと残念なのですけれども、やっぱりこの7ページ、子どもを生み育てやすい環境の割合が前より低下しているという辺りを、もうちょっと札幌市としてどのように分析しているのか教えていただけますでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 7ページに、指標③について記載しているのですけれども、記載している事項としては、子育て環境を取り巻く状況が変化しており、出産、保育、子育て支援、教育等の様々な要因が複雑に関連しているということなのですけれども、資料の2ページ、成果指標の状況をご覧いただきたいのですけれども、この2ページの真ん中辺り、基本施策の2ですけれども、通常扱っている指標の数値としまして、札幌市指標達成度調査という数値を用いております、この調査については18歳以上の市民の方全般がアンケートの対象になっています。それで、この調査のほかに、0歳から5歳のお子さんがある世帯が対象の、白い星印になっていますけれども、子育てに関するアンケート調査、この調査でも同じ設問を設けておまして、こちらの子育ての当事者の方に対するアンケートとしては52.7%ということで、やや高い数値になっております。ただ、当初値、平成28年のときに調査をしたのとは別の調査方法ですので、ちょっと比較対象という点では難しいのですけれども、令和2年度の数値としては、やや高く出ているというような状況でございます。

以上です。

○松本部会長 北川さん、いかがですか。

○北川委員 数値は分かったのですけれども、札幌市としての分析みたいなもの、もしあったらお願いします。

○松本部会長 なぜそうなっているのかということ札幌市としてはどういうふうにお考えになっているかというふうなご質問だったかと思うのですけれども、その趣旨で、北川さん、間違いはないですかね、最初のご質問。いかがでしょう。

○事務局（野島子ども育成部長） 子ども育成部長の野島でございます。特にちょっと文章としての表現ではないのですけれども、この③番の指標、全体、10代から60代、高齢者の方まで全部含めた市民アンケートの47.6%、実際に、この子育てに関するアンケートは、実際にサービスを受けている方々を主なターゲットとして調査したときに52.7%という、単純にそういう差が出ているのですけれども、この47.6%の中身を見たときに、どちらかという、年齢の高い方々は割と「思う」という人の割合が少ないという傾向が出ておまして、それも何か具体的にどうこうというよりは、例えば昔に比べるとちょっと環境としては厳しいかもしれないというような部分が、ここの47.6%にもちょっと含まれているのかと思います。ただ、実際に我々がいろいろ政策やっているときに、例えば相談事業であるだとか、子育てサロンであるだとか、そういう事業を実施するときに、直接受け手のサービスがどういった認識で満足されているかという部分も、やはりきちんとターゲットを含めて評価したほうが良いと思いますので、そういう部分

で、あえて今回、少しターゲットを絞って、直接、サービスを受けている方の満足度がどの程度なのか、これ自体はやはり、数字は高めに出れば、当然施策が有効であったということになりますので、そういった部分もきちんと並行して調査したほうがいいのかなど。ただ、市民全体で見たときに、やはり子育てのしやすさというのは、具体的な制度だけでなく、その雰囲気の問題というか、そういった部分も多少ある部分も当然あると思いますので、これ自体もやはり増やしていくという部分は必要だと思うのですけれども、まずは、実際にサービスを受けている人の部分で対応していこうかということ、あえてちょっと二つ入れさせていただいていますので、決して、全体で見たときに下がっているからいいというよりは、どちらかという、先ほど言ったように、高齢の方が子育てしやすい環境だと思う人の割合が少ないという部分の傾向が出ていますので、そういった方々に、逆にもう少し突っ込んで聞くということも今後必要かなというふうには思っております。単純に、何となく昔に比べてちょっと子育てしづらいねという、そういう部分も気持ち的には理解できるのですけれども、なかなかそこだけでは施策につながらない部分もありますので、そういった部分の対応を引き続いて検討していきたいなと思っているところでございます。特に明文化しているところではないのですが、数字的なものを私も見させていただいた中では、そういうところを感じるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○北川委員 ありがとうございます。札幌市が悪いとかそういうことではなくて、やっぱりこの数値をみんなで上げていくためにはどうしたらいいのだろうということを考えていかないといけないことなのだろうなと思いました。特に札幌市は大都市で、若いお父さんとお母さんが、実家があまりない中で子育てしているとか、いろいろな特徴的なこともあると思いますので、この辺もう少し何らかの形で考えていけたら、よりいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○松本部長 今のご説明は、回答者の年齢分布が違うことが反映されているのではないかと推測されるということですが、オリジナルのデータは回答者の年齢別に出すことはできないのですか、クロスで出せば一発で分かる。

○事務局（野島子ども育成部長） ちょっと今、その数字的なものは手元にちょっとないので、またちょっと改めてその辺りは整理して提供したいと思います。

○松本部長 それと、やっぱり成果指標なので、上昇とか低下とかいうときに、あまり調査方法とか母集団が変わるものでやるというのは、傾向を見るには、母集団が変わっているものを並べて、こっちの調査だとか、こっちの調査だとかというのはとても大事なことだと思うのですけれども。ちょっと意見ですが、それは年齢ということであれば、年齢別に出してみるのが一番早いかなと思います。

ほかはいかがでしょう。

○箭原委員 ひとり親家庭スマイル応援事業って、毎年、就業支援のためのフェスティバ

ルをやっています。コロナ前だと大体150から200名ぐらいは来ていたのですが、ここに書いてあるとおり、オンラインイベントの実施のため参加者減少となっているのですが、これも、登録がすごく複雑で、最初にぱぱっと入れるようなところではなかったのです。仕様が全くよくなかったし、ここに誘導することも結構よくなかったと思います。ひとり親家庭のためのオンラインセミナーなので、アクセスできない人とか、ある程度の人数がいるというのは、最初からひとり親家庭に対しては分かっていたことなので、その人たちに対してはどうやったものでオンラインのセミナーに行ってもらおうとか、そういう対策も考えられていない、その辺の詰めが甘かったというのはすごくあるのではないかなと思うのです。オンラインイベントだから少なかった、そこはあるかもしれないですが、市として委託先へどうしてほしい、こうしてほしいとか、これでは困るとか、その辺まで詰めたものをしないと、かけたお金の費用対効果がよくないというのが、私は今回のオンラインイベントですごく出たなと思っているのですよね。

○松本部会長 これはいかがですか。ご質問の趣旨は、参加者の減少は、単にオンラインでやったからということではなくて、オンラインをするときの、いろいろな実施方法であるとか設定にかなり大きな問題があったのではないかなというご指摘ですね。それを踏まえて、それは札幌市はいかがお考えでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 事業の実施状況ということで、私たちのほうで担当課のほうに確認をして、資料を取りまとめていますけれども、担当課のほうのコメントとしても、このやり方については、特にコロナ禍における手法ということで検討していきたいというふうに、そういうコメントつきで回答いただいているものです。

ちょっとオンラインの入り口の話については、ちょっと私自身、細かく把握しているわけではないですが、ただいただいたご意見については、担当課のほうとも共有していきたいというふうに考えております。

○松本部会長 それで、特に評価というのは、やっぱり次どうするかということが大事だと思うので、そうすると、こういうふうな書き方だけだったら、これはオンラインだからしょうがないよねという話に、やっぱり外見ではなってしまうので、そこはオンライン実施方法のほうに、オンライン実施のために減少というよりも、もうちょっとその表現は次につながるような、何かオンラインの設定だとか実施方法についてかなり詰める必要があるということは、どこかに表現として入れるべきではないかというふうに、今お話ししながら思っておりました。それは、そのように注書きでも何でも。特に実施課のほうもそういうご認識であれば、そのようにされるべきだというふうに、私自身、今お話ししながら考えました。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○大場委員 生活基盤の確保という関係で考えていきますと、貸付事業はすごく大きな役割を担っていると思うのですが、小口現金の貸付とか、社協が窓口になっている部分があると思うのですが、貸付事業ということでいくと、保証人の関係とか返還の可能性

ということがあって、特にこういうコロナみたいなことになると、その審査で漏れた人が本当は実は一番大変困っているという状況があるので、自治体によっては、保証人というわけではないのですけれども、民生委員がその人の状況を、こういうことだということで、保証人に代わるような形でやっているところもあるようです、制度としてこういうのがあるよ、でも、それが使い勝手がよくなければ、制度として有効に機能していないということになります。せっかくある、市が窓口でないにしても、社協などいろいろな関連を持ちながら、そのときにどういう有効な活用の方法があるのかということを一歩踏み出して、評価とか今後に向けての課題ということで示していただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○松本部長 今の点について、事務局のほうから何かお答えお考えが有りますでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 同じようなお答えになってしまうのですけれども、ご指摘いただいた点については内部でも共有していきたいと思っております。

○松本部長 ほかはいかがですか。特に、全国的にこの社協の貸付というのはかなり件数が爆発的に増えているところもあるので、そこをどういうふうに気づけていくかというのは、ちょっと今後大きなことになってくるかなというふうに思います。

○北川委員 この調査の中で、評価できることもあると思うのですけれども、特に15ページの指標⑧の市内の社会的養護体制における家庭養護の割合が増えているということは、すごく札幌市としても頑張っているのだなというふうに思います。

それから、質問なのですけれども、4ページの1の1の（2）なのですけれども、困難を有する子ども・若者を適切な支援へとつなげられるよう「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」というのがあると思うのですけれども、これが、私、青年期の支援を要する子どもたちを見ていると、精神科医療とかの関係がすごく必要になってくる子どもも多いと思うのですが、ここにはそういう医療関係者という方も入ってらっしゃるのでしょうか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 入っていないようです。

○北川委員 そうなのですね。ここで言うべきことではないかもしれないのですけれども、何かやはり子どもの困り感とか、青年期、思春期の困り感で、精神的な課題を抱える方が本当に増えて、リストカットとか摂食障害とか自殺企図とかになると、その辺の連携、医療との連携が非常に大事だと思いますので、今後、医療も視野に入れた連携というのが必要になってくるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 ほか、いかがでしょうか。

なければ、ちょっと私のほうからよろしいですか。

参考資料で出していただいた、前回質問があった事項ということで、数字をまとめていただきました。どうもありがとうございました。

それで、2点なのですね。1点は、生活保護世帯に属する子どもの大学等の進学率とい

うことで、大学、短大に絞ったものと専門学校等を入れたものを出していただいていますので、平成29年から令和2年まで、これは多分、母数がそう多くないので、若干の凸凹はあると思うのですけれども、ほぼ横ばいのような、35、36、36、37、これは全国ですけれども、札幌市のところでいくと、42、45、45、45、横ばいなのですね。それで、これは今後どういうふうに進学等を促進していくといいのだろうかということ、何かお考えがあるかどうかということが1点です。高校のところは、大体、生活保護のワーカーさんなどが高校進学を促進するというふうな観点で、いろいろ支援がなされていると思いますけれども、大学のところについては必ずしもそうではないとか、いろいろな制度的な問題もあるかと思えますけれども、ここはどんなふうに今後支えていくというふうにお考えかということが1点です。

もう1点は、特定妊婦さんの数ということで、令和元年度からちょっと数え方を変更したということで、があつと増えていますけれども、予想以上に多いですね。特別の支援をする人、この数の多さについてどういうふうにお考えになっているかということ。この中で、内訳ですよ、特定妊婦というふうにされたときの、お母さんがお若いとか、ご病気なり、いろいろな、別途支援が必要な状況があるとか、幾つか事情があると思うのですけれども、そういうものの内訳を示しているデータはございましょうかということです。それによって、どういう形での支援が必要かということが変わってくるかと思えますので、先ほどの精神保健の問題も含めてですけれども、ここについて、ちょっと踏み込んだデータと、支援の方向についてのお考えということについてお聞かせいただければと思います。

この2点であります。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） では、私からお答えできる範囲ということになるのですけれども、まず1点目の大学進学率については、平成30年に改正がありまして、大学等進学する場合の進学準備給付金という制度ができ、平成30年にはこの数値の上昇が見られるのかなというふうに思っております。これは生活保護の実施要領が変わったというところで、こういった制度ができたときに、着実にそういった制度を使っていくといいますか、運用していくということが大学進学率の向上というところにつながっていくのかなというふうに考えるところです。

あと、特定妊婦の関係なのですけれども、数が多いのではないかというご指摘だったと思うのですけれども、この問題に関しては、割と広く網をかけていくような考え方のほうがいいのかというふうには考えておまして、あと、内訳についてなのですけれども、確かにご指摘のとおりだというふうに思うのですけれども、この場では、その内訳についてのデータについては確認できておりません。

○松本部長 1点目について、制度ができたことは承知をしております。札幌市として、今後どういうふうにご支援の方針を立てていくのかとか、それを考えて臨むのかということについてお聞きをしたということでもあります。これはちゃんと検討しなければ

いけない、特に子どもの貧困対策ということなので、次の計画づくりのときにも大事な点だと思うので、今の札幌市のお考えというものをお聞きしているということです。

2点目については、制度、数が多いのではないかと、多過ぎるとかそういうことは言っていないくて、結構、かなり多いので、これはかなり子どもの貧困対策の観点から考えても重要なターゲットだろうというときに、この数だけでなく、その中身の、どういう形で特定妊婦としてなっているのかというのをちゃんと示して、ここを議論していくことが大事ではないかという観点での質問と意見なのですね。そこについてはいかがでしょうか、両方とも。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） ちょっとこの場でお答えし切れるところはないのですけれども、担当部局ともその辺については確認をしていきたいというふうに思います。

○松本部長 ここで、今お手元に資料がないとか、全体ということであれば、それはそれですけれども、ここは、特にこの計画が来年度で終わって、来年度は次の計画づくりの議論が始まるわけですので、この2点は、ほかのもそうですけれども、随分、自治体としてどういう方針で臨むかという点でとても大きな点かと思っておりますので、きちんと議論できるような資料なり札幌市の考え方も整理をしていただければというふうに思っております。

○事務局（野島子ども育成部長） 1点よろしいですか。先ほどの生活保護世帯の大学進学、大学等の進学の関係ですけれども、本来であれば生活保護の担当部局が回答することになると思うのですが、私、3月まで生活保護の担当部長をしていましたので、私がいいたときのちょっと話をさせていただこうと思うのですけれども、確かに生活保護の制度の中で仕組みが変わって、より支援の厚みができてきたというのはあるのですけれども、一方で、例えば大学に進学する場合には、奨学金の問題とか、単純にお金の給付だけでは済まない問題が出てくるとなったときに、単純にその制度を利用するというよりは、まずは、そういった制度がきちんと利用できるかどうかも含めて、早い段階で子どもの世帯にアプローチをして、例えば進学を考えている世帯でしたら、高校3年の早い段階で、実際の学力の問題だけでなく、実際に大学に行ったときにこのぐらいのお金がかかるとか、こういった部分で学習が必要だとかという、そういったような部分を丁寧に説明するような形で各区の保健福祉部には指導をして、各区の保健福祉部のほうでは、そういった対象者のいるところには早目に定期的に訪問して、まずは大学の進学に向けてこういったことを自分たちでしなければならぬのかというような部分をきちんと理解するという部分をまずは丁寧に対応するというのが一つ方策でありました。

あともう1点は、いきなり大学といっても、やはり基礎学力の問題もありますので、そういった部分では、困窮者自立支援制度の中で学習支援事業ということで、札幌の場合、児童会館で月2回ぐらいですけれども、学習支援事業等も実施していますので、そういった、中学のときから、やはり将来の教育という部分で、学校だけでなく、そういう学校

外の授業なんかも含めることで、基礎学力もつきつつ、また子どもにとって、将来自分がどんな道に進んでいくのかというような部分のキャリア支援なんかも行いながら進めていきたいという、ある意味では、ちょっと時間のかかる部分と、制度の理解、周知という部分の、とりあえずはその2階建てで、各区のケースワーカーはそれぞれの家庭を支援するように対応するというので、我々も各区でそういうふうにしてくださいということでお願いをしていたというのが、とりあえず今の現状であると思っております。

○松本部会長 分かりました。特に「まなべえ」がかなり広まっています、学習支援のところが進んでいるわけですね。その中で、勉強しつつ、やっぱりお金のこととか心配だとか、いろいろなことがあると思います。札幌市としては、ただ、札幌市のワーカーさんが、その世帯の親御さんあるいは子どもさんに、あきらめることはない、札幌市としてはこういうふうに応援したいと、こういうふうに応援できるというふうにちゃんとと言えるような、そういう全体の方向みたいなことをきちんとしていくというのがとても大事なことだと思っています。そういうことが、実質的にこういう例えば計画づくりの身になると思っていますので、そういうことも視野に置いて、例えば札幌市として、こういうふうに住生活保護世帯の子どもを応援したいというふうな、一つのパンフレットなり、公につくって、ワーカーさんと子どもさんと共有しているというふうな、そういうことのために何ができるかなというふうな、それで市としても何ができる、何ができないことかということを検討しなければいけないというふうに思っていますので今のような発言になりました。

○北川委員 社会的養護の子どもたちの場合、今、給付型の奨学金とか、無償化、ちょっと成績によっては対象にならないときも、無償化とかで、大学進学とか専門学校進学が、施設とかの応援もあって比較的やりやすいのですけれども、ともすると、何か生活保護世帯の子どものほうがそういう情報が行き渡らなくて、何か就職というところを考えざるを得ないという状況は、実際、現場にいたらあると思うので、やっぱり社会的養護の子どもたちと同じように、給付型の奨学金とか無償化の情報なんかも含めて、18才で自立するって大変なことだと思うので、貧困の連鎖にならないような後押しというか、応援というのが制度としてもあるので、もっとしていただければというふうに思いました。

あと、もう1点なのですけれども、特定妊婦のことで、民間の助成金をもらって妊娠葛藤相談を6月にやりましたら、去年1年間で11件という札幌市の相談件数だったのですけれども、今大体、24時間、LINEとかで、1日1.5件ぐらいの妊娠に関する相談が来ています。全部札幌市というわけではないのですけれども、やっぱり潜在的に、このところの悩みや相談がすごくあると思っています。

○松本部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

特になければ、こういう、逐次、計画の評価というのはやっぱり次に向けて何を議論しなければいけないかということのための議論だと思いますので、ほかにもお気づきの点があれば、事務局までお寄せいただければというふうに思っております。

この1点目の議題については、一旦ここで議論を打ち切って次に行きたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局のほう、2点目の議事ですね、アンケート調査についてお願いいたします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 二つ目の議題、子どもの生活実態調査市民アンケートについてご説明をいたします。

前回7月の部会でご説明しました実態調査のうち、10月に市民アンケートの調査を行う予定ですけれども、本日は調査票の案についてご審議をお願いしたいと思っております。アンケートの配布につきましては、2歳児の保護者には郵送で配布して、郵送またはウェブで回答をお願いする、5歳児以上は幼稚園・保育園・学校を通して配布して回収をする機関配布を予定しております。学校等の選定は、それぞれの年齢の子どもの、市内10区の人口比率に合うような形で選んでおりまして、幼稚園12園、保育園21園、小学校19校、中学校10校、高校は15校に依頼をする予定です。ただいま、学校長会を通じて調整を行っておりまして、9月には各施設に正式な依頼文を送付する予定となっております。

調査票の作成につきましては、松本部会長を初めとする北海道大学大学院子ども発達臨床研究センターの教員の皆様を中心に行っているところです。市内部でも関係部局の意見を集約しております。現在、調査項目の最終の調整を行っているところで、多少の変更がこの後発生する可能性がございしますが、今回お示しする調査票案がほぼ完成段階のものになります。前回、平成28年度に行った調査をベースにしまして、効果的な分析ができるように、質問内容、項目、選択肢を修正しまして、新型コロナウイルス感染症の影響の設問を増やしております。

調査票は全部で6種類ありまして、資料2-2から資料2-7ということで6種類添付しております。本日は時間も限られておりますので、資料2-1という一覧表を使いましてご説明をしたいと思います。

それでは、資料2-1をご覧くださいませますけれども、保護者用の調査票で基本となるのが資料1ページ、①の「小5、中2保護者用」になります。

まず、世帯の基本情報として、回答者の続柄、家族の人数、形態、そして、保護者の職業に関する質問として、母、父それぞれの就業形態、勤務時間を聞きます。次に、家族の健康状態について、保護者が体調を崩した日数や心の健康状態、子どもの健康・発達の状況、家族の健康状態を聞き、病院受診できなかった経験についても質問を予定しています。次に、子育てについてですが、子どもの登校の様子、子ども部屋や学習机など生活用品の保有状況、進学意向とお金の準備、悩みの相談先について質問します。次に、暮らしについてですけれども、家計の状況、食料など必要なものが買えなかった経験、滞納の経験、2ページ目に行きまして、世帯の収入、預貯金の額、今後の生活への不安などを質問します。ここで聞く世帯収入から、幾つかの所得階層に分けて分析を行うことを想定して

おります。次に、新しく追加したものですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響として、仕事面、体調、精神面などについて質問をいたします。最後に、制度利用や意見についてということで、情報の探し方、児童会館などサービス利用の経験、家庭児童相談室、保健師など、相談支援機関の利用の経験、児童扶養手当などの制度利用などについて質問いたします。今回は、子ども食堂や無料の学習支援の利用についても質問したいと考えております。

3ページ、②の「2歳、5歳の保護者用」ですけれども、「小5、中2保護者用」にない、この年齢特有の項目について星印をつけております。4ページになりますけれども、子どもの生活、子育てについてということで、幼児教育・保育の無償化、子どもの遊び、保育・幼児教育の利用について、保育料以外の費用の負担感、あるいは満足度を質問します。

次に5ページに参りまして、「小2保護者用」についてですけれども、小学校2年生は子ども用の調査票がないために、小5・中2のお子さんに聞く項目を保護者に聞くという形をとっております。一番下の子育てについてですけれども、勉強時間ですとかスマホの使用時間、夕食を一緒に食べる相手、放課後を過ごす場所などについて質問をいたします。7ページをご覧いただきたいと思います。④の「高2保護者用」についてです。この年齢特有の項目といたしましては、子育てについてのところで星印がありますけれども、就学支援金や、高校卒業後の進路の意向について質問をいたします。

続きまして、子ども用調査票の説明になりますけれども、8ページをご覧いただきたいと思います。

⑤「小5、中2子ども用」ですけれども、生活に関する項目としまして、平日放課後に過ごす相手や場所について、そして、ほっとできる場所について聞きます。また、家や学校以外の居場所として、子ども食堂、無料の学習支援などを使ってみたいという意向について、そのほか、部活動への参加やスマホの使用時間、悩みの相談相手などについて質問いたします。次に、将来に関する項目として、進学希望、コロナウイルスの感染症の影響によって進路希望が変わったかどうかについて質問いたします。9ページ目ですけれども、食事や健康、くらしの項目として、食事の回数、現在の健康状態、家の暮らし向きについての認識などについて質問いたします。次に、学校や勉強の項目として、授業以外の勉強時間、クラスの成績などについて尋ねます。最後に、自分についてですけれども、いじめの経験、あとヤングケアラーの関連で、お世話が必要な人の有無、お世話している人について質問をし、この調査では所得との関連性などを分析する予定です。

最後に、⑥「高2子ども用」ですけれども、これも「小5、中2子ども」にない項目について星印をつけています。進学希望についての質問で、「高校まで」というふうに答えた理由、高校以上の進学を希望する場合の進学の費用について質問いたします。また、資料には反映されていませんけれども、アルバイトの実施や目的、コロナウイルスのアルバイトへの影響に関する質問も検討しているところです。

事務局からの説明は、以上になります。

○松本部会長 どうもありがとうございます。若干、私のほうからも補足、状況の共有をいたしますと、5月、6月ぐらいから札幌市さんと北大のメンバーでかなり検討をしてまいりました。最近も、Zoomで10日から週に1回ぐらいですね、1回3時間ぐらいの検討を行って、先週の段階で、一、二の宿題を残して固まったところであり、細かい文言の修正等も含めてであります。大きくは、2016年にやった調査をそのまま踏襲すると。ただ、幾つかの項目を絞って、コロナ関連のところを入れるというふうにしたことが一番大きな前回からの変更点であります。それと、幾つかの詳細項目について、文言等について修正をしたという形になります。枠組みそのものに大きな変更はありません。若干の補足であります。

結構、最初につくるよりも、もう一回それをブラッシュアップするときのほうが割と時間がかかったという印象なのですけれども、札幌市さんのほうも、担当課ができて、やっぱり庁内でいろいろなところでご意見出させていただくような体制も整っているの、かなりいろいろなところから出させていただいて、それを一つ一つ北大のほうでもお答えをしながら進めていったというふうな経過があります。

これ、いかがでございましょうか。特にご質問、ご意見等あればご発言いただきたい。

○大場委員 質問の中で、年収と貯金額の関係なのですけれども、項目の中で、ちょっと私、違う調査票をつくったときに、年収とか貯金額の質問で「答えたくない」という項目を入れたのです、分からないということではなくて、答えたくないという答えも入れたものですから、それはかなり個人情報の関係で、家計状況を、調査の目的は目的としてなのですけれども、「答えたくない」という項目を、論議をして入れた経緯があったものですから、その辺はどうなのかなということ、検討の余地があるかどうかは別にしても、そういうことがあったものですから、そのような議論も出たのかどうか、もし検討の中であれば教えていただければと思ってお話しさせていただきました。

○松本部会長 分かりました。一番最初のところに、年収だけでなく、答えたくない質問は答えないで結構ですというふうに網かけているということが1点、特に年収のところだけというのではなくて。もう一つ、年収のところ、やっぱり前は無回答もそれなりに多かったのです、お書きにならないと。前は、幾らですかというふうにして、ざっくり税込みで年収を書いていただく形だったので、それを選択肢にしたと。書いていただくときに、大体50万刻みで書いておられる方が多いので、50万刻みの選択にして、若干それで回答率を上げよう。お答えにならない方は、むしろ欠損値で出てくるということはあるだろうと思っています。特に、この質問だけに関して答えたくないということを書くということは、特に議論はしていませんけれども、全体的にそれは、答えたくないということについてはよろしいですよというふうに入れてあるということになります。年収については、以上のような議論で行ったということになります。

区分については、いずれにしても、前回、国の使っている相対的貧困線で5区分に区分

し直していますので、そのときに誤差が少なくて区分ができるようにというふうな形の区切りにしています。50万刻みが途中で100万刻みになっているのですけれども。

○北川委員 本当にアンケートをつくるの大変なので、ありがとうございます。今回のアンケートの中に、障がいのある子のことも含まれているということは大変よかったことだと思います。その中で、サービスの中に、放課後デイサービスと、もしくは2歳だったら、2歳ってありましたっけ、児童発達支援も入れていただいたほうが、実際、そこを利用しているお子さんもいますので、障がいのある子の場合、いいのではないかと思います。

○松本部長 それは具体的に、設問、どこになりますか。

○北川委員 制度の利用の意見、29辺りでしょうか。9ページの、放課後児童クラブとか。

○松本部長 これですね、例えば、小5・中2の保護者票のところだと、9ページの間の29ですね。

○北川委員 はい。あったほうが、障がいのある子の、児童クラブに行けない子どもたちも来ていますので。

○松本部長 障がい児の、例えば具体的に何と入れるという提案になりますかね。

○北川委員 5年生と中学2年生だったら、放課後等デイサービスですね。

○松本部長 放課後等デイサービスですね。

○北川委員 2歳と5歳は児童発達支援。

○松本部長 今の点については、特にこれまでの北大と札幌市のほうでの協議には出てこなかったのですけれども、札幌市のほうとしては、今、北川委員のご提案について何かお考えありますか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 検討させていただきます。

○松本部長 あってもいい、確かに障がいを持っている子どもさんの話が出てくるので、あるべきかなというふうに、今お話し伺って思いましたと。あと、レイアウト上、多分これ、多分邪魔にならないというか、レイアウト上の問題は発生しないような気がしますので。

○北川委員 もう一ついいですか。問30の中に、これ、札幌市さんがどうお考えになるか、お任せしますけれども、結構、子育て相談って、小児科というか、医療機関ですとお母さんたちが多いいので、医療機関も入れたらいいかなと私は思いましたけれども、どうするかはお任せします。

○松本部長 子育て相談全体というよりは、市の機関のようなことに割と限定しているところがあるかもしれませんけれどもね。

○北川委員 そうなのですね、分かりました。

○松本部長 またちょっとここも検討させてください。障がい児等、放課後等デイサー

ビスとか発達支援のところは、確かに抜けていたかもしれないですね。

○伊林委員 1点なのですが、先ほど、成果指標の関係があったのですけれども、貧困対策の資料1-1なのですけれども、ここで、③番の子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合、あと、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合というのが、高齢者の方の数も入っていてこの数字だということが出ていましたけれども、これ、実際に子どもを、お子さんを育てている各家庭のアンケートなので、できれば、指標の判断に発展させていくことのできるような数字もこれで拾えるのかなと思いついて、最後のほうでいいので、ざっくりと、こういった子どもを生みやすい、育てやすい環境だと思いますかというような項目があってもいいのかなというふうに、ちょっと素人考えながらちょっと思った次第です。

○松本部長 なるほど。成果指標の総合評価のような質問をここに入れたらどうかというふうなご提案ですけれども、札幌市さん、これは札幌市の中では検討はずっとしてこなかったことなのですけれども、札幌市さん、今の点についてお考えありますか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） これについても、検討させていただきたいと思います。

○松本部長 指標として使うというときは、かなり母集団がまた違うので、使い方が難しいのだと思うのですけれども、幾つかの調査でそれぞれやってみたらこうでしたというふうな使い方をするのだったら意味があるかなというふうには思いましたけれども。あとは、全体のレイアウトなり分量の問題かなと思いますけれども。

分かりました、ご提案については札幌市のほうでも検討していただくことでよろしいですかね。あとは分量の問題ですかね。

○大場委員 3ページの小学校5年生・中学校2年生、保護者用の。

○松本部長 資料2-2ですね。

○大場委員 3ページの間7-1のところなのですけれども、「障がいがある」ということで、ほかのところもそうなのですが、「障がい」の「がい」という字が平仮名になっていて、それから、種類のところでは全部漢字になっているのですが、これ、法律用語とかそういうことでこうしていますという、最初のところに注意書きか何かが必要なのではないかなというふうに思う、文章の中ではほとんど平仮名表記になっているのですね。ここだけ漢字表記になっているので、ここはこういう形で表記しましたということで、アンケートに使う言葉というか、そのところに説明を入れてもいいのかなというふうに思いました。

○松本部長 ありがとうございます。入れるとしたら、一番最初のページでいろいろ注意書き書いてあるところに、言葉としてはこう入れていますというふうなことですかね。分かりました。

今の点、札幌市さん、何かご意見ありますか、大場委員からのご質問。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） どこかに盛り込んだほうがいいかなと考えています。

○松本部長 そうですね、最初のところが一番、いろいろな注意書きはまとめたほうがいいかもしれないですね。質問と一緒に入ると、ちょっと質問が、流れが途切れるかもしれない。

ほか、いかがでしょうか。

特になければ、スケジュールとしては、この秋に実施をして、年度内に報告書ということになりますけれども、次の部会っていつでしたっけ。これの粗集計みたいなことが出せるのですかね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 予定としましては、これから実態調査が本格的になりますので、実施とその後の回収したアンケート調査票の整理と分析ということで入っていくかと思うのですけれども、2月、3月ぐらいに中間報告という形でご報告できればと考えています。

○松本部長 分かりました。

それでは、議題の2点目について、大卒了承いただいたということによろしいですか。それこそ誤字脱字も含めて、何かお気づきの点があれば事務局まで教えていただければというふうに思います。いつも見ていると、何か、だんだん分からなくなってくるので、特に間違いのようなことは、本当に。

それでは、議事の2点目を終了ということにいたします。事務局のほうもそれによろしいですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい、ありがとうございます。

○松本部長 分かりました。それでは、10分ほど休憩をして、議事の3点目に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 それでは10分間の休憩に入ります。私の時計で、今、15時28分なので、15時40分からにしませんか、切りのいいところで。

それでは、一旦休憩に入ります。

（休 憩）

○松本部長 それでは、時間になりましたし、皆さんお戻りですので、議事を再開したいと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、議事の3点目でございます。ヤングケアラーの実態調査について事務局のほうからご説明お願いいたします。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7月の部会で頭出しさせていただきましたヤングケアラーの実態調査の案につ

きましてお諮りし、委員の皆様から調査についてのご意見をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

資料は3-1、「ヤングケアラーの実態調査について」、資料3-2、「中高生の生活実態に関するアンケート調査【生徒用】（案）ご協力のお願ひ」、それから、資料3-3、「学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査（案）」の3点でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料3-1でございます。

まず、ヤングケアラーの実態調査についてですが、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。札幌市におけるヤングケアラーの検討体制についてご説明申し上げます。

国の実態調査結果や国のプロジェクトチームの取りまとめ報告を受けまして、札幌市では、今年6月に庁内の部局で構成する子どもの権利総合推進本部に作業ワーキングを設置いたしまして、ヤングケアラーへの支援に関する具体的検討を開始したところでございます。

作業ワーキングの構成としましては、保健福祉局、子ども未来局、教育委員会を中心に、介護、障がい、精神保健、母子保健、子育て、教育分野など、ヤングケアラーに関わりの深い14の課で構成しております。

この作業ワーキングでは、今回の議事である実態調査案のほか、ヤングケアラーへの支援策についても検討する予定でございます。

1枚進みまして、ページ3でございます。

「実態調査 庁内案」の考え方というタイトルでございます。

今回お示しする実態調査の庁内案の基本的考え方についてご説明いたします。ヤングケアラーの実態調査は全国的に少しずつ行われ始めている状況ですが、子どもへの調査ということもございまして、調査対象や実施手法、調査票の設問内容などについて、様々な考え方があろうかと思っております。ここでお示しする内容は、札幌市としてこの部分を大切にしたいという三つの視点でございます。

まず1点目でございますが、国や北海道との調査結果の比較ができるようにという点でございます。具体的には、令和2年度に行われました国の実態調査、また、この夏に北海道がヤングケアラーの実態調査を行ってございますので、これらの調査結果と比較できるようにしたいと考えてございます。なお、北海道の実態調査の検討に当たりましては有識者会議が開催されてございますけれども、札幌市はオブザーバーとして参加をさせていただいたところでございます。

2点目でございます。子どもの状況を正確に把握するという点でございます。国の調査は、全国の中学校、高校を無作為に抽出しまして、ウェブ上での調査という形で実施しております。回答率は、中学生で約5%、高校生で約10%と、結構低い回答率になってございました。単に回答率が低いということもございましてけれども、ヤングケアラーの子

もたちは、日々、家事やお世話などを行っております。忙しい中、ヤングケアラーの子どもたちが、他のヤングケアラーではない子どもたちと同じ割合で回答していただけたのかという点には若干の疑問もございまして、一定程度の回答率を確保しつつ、子どもたちの状況をしっかりと把握することが重要であると考えてございます。

3点目は、回答する子どもたちへの負担を考慮するという点でございます。これは、2点目の「正確に把握する」とは表裏一体でございますけれども、子どもたちの状況を正確に把握しようとするほど、子どもたち、特にヤングケアラーの子どもたちには負担となるのではないかと考えております。ということで、回答する子どもに極力負担をかけないように、子どもの心情面にも配慮しながら調査を行いたいと考えてございます。

次に、下の青枠の調査の狙いというところでございます。この調査で明らかにしたいこととございますけれども、まずは、国や埼玉県などの調査でも明らかになっているヤングケアラーの存在率でございます。このほか、お世話などを行っている状況、子どもの権利への影響、周りの大人に助けてほしいことなどを把握していきたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、ページの4でございます。

「調査内容について（概要）」という資料でございます。表になってございますけれども、調査目的は3点設定してございます。

一つ目の「・」でございますけれども、札幌市におけるヤングケアラーの実態や傾向を把握することとございます。調査で明らかとなった結果から、ヤングケアラーへの有効な支援策の検討を行いたいと考えております。

二つ目の「・」ですが、教育現場などで調査結果をヤングケアラーの早期発見に活用していただきたいという目的でございます。

三つ目の「・」は、調査を通じまして、ヤングケアラーというものを周知してまいりたいということとございます。今年の5月に公表されました国のプロジェクトチームの取りまとめ報告では、施策3本柱の一つの中に「ヤングケアラーの認知度の向上」というものが掲げられておりまして、中高生の認知度を2024年に50%にしたいという目標が掲げられております。多くの中高生にヤングケアラーを知ってもらうよい機会と捉えるとともに、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利ですとか、困ったときの相談先についても、この調査に併せてチラシ等でアナウンスしたいと考えてございます。

二つ目の調査構成でございます。中高生へのアンケート調査と学校にアンケート調査ということで、二本立てで考えてございます。北海道の調査では、この二つに加えてスクールソーシャルワーカーへの調査も行われておりますが、札幌市では、先ほどございましたけれども、約20人と少ないため、スクールソーシャルワーカーへのアンケート調査は、今回は、本市では見送らせていただきたいと思います。

三つ目の、調査時期でございます。今年の10月から11月の間に行いたいと考えてございます。

調査対象ですけれども、札幌市立の中高、中等教育学校とその生徒さんをお願いしたい

と思っております。全学年を対象としまして、全部で約5万1,000人となる予定でございます。

調査方法でございますけれども、ウェブ形式をメインといたしまして、一部紙ベースも用意いたしましてアンケート調査をしたいと考えております。ウェブ調査について、次のスライドで詳しくご説明いたします。済みません、スライドはないので、紙の資料3-2、資料3-3で説明させていただきたいと思っております。

済みません、間違えました、調査票については後ほど説明しますが、先にページ5でございます。資料の5ページでございます。「WEB調査の具体的手法について」というところでございます、失礼いたしました。

調査回答方法は、中学生は学校で整備されております1人1台の端末を使用する予定でございます。高校は整備されておられませんので、端末や通信環境がない子どもさんがいらっしゃる場合を想定しまして、ウェブに加えまして紙の調査票も併せて活用する予定でございます。

各学校には、ホームルーム等を活用しての調査協力の依頼を予定しております。

三つ目の「◆」ですけれども、保護者に向けましては、調査開始前に調査実施のご案内をさせていただく予定でございます。

四つ目ですが、また、生徒さんに向けましては、子どもの権利の説明や困ったときの相談機関を記載した調査の案内通知を配布し、調査が終わった後も生徒の皆さんの手元にヤングケアラーに関することが手元に残るような仕組みで進めたいと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、ページ6、「実態調査票（案）」でございます。

調査票は2種類ございますけれども、まずは、資料3-2の「中高生の生活実態に関するアンケート調査（案）」をご覧くださいませでしょうか。よろしいですか、縦長の調査票案でございます。

資料の生徒用調査票ですが、最初の1枚は、生徒に配布する調査協力のお願い文となります。

中段の枠囲みに調査方法について記載をしており、その下には、調査に関するお知らせとして、無記名方式であること、回答は自由であること、回答内容は先生に見られることはないことなどを記載してございます。

次に裏面でございます。

札幌市では、小学校4年生のとき、中学校1年生のときに、子どもの権利の教材として使える子どもの権利のパンフレットを配布するなど、子どもの権利の普及・啓発を行ってございます。ヤングケアラーは子どもの権利と深い関わりのある事柄でございますので、生徒の皆さんに改めて子どもの権利に触れていただく機会として書いてございます。

中段からは、困ったときのことについて記載をしてございます。今回の調査を通じて、「私はヤングケアラーかもしれない」「今の状況を誰かに相談したい」と思われる子ども

さんもいらっしゃると思いますので、学校の先生や家族以外の相談先として、三つの機関、子どもアシストセンター、子ども安心ホットライン、24時間子供SOSダイヤルの三つの相談機関を紹介してございます。

次ページからは、調査票となります。

Aの基本情報とありますけれども、問1から問4については、学校名、学年、性別、家族構成等の設問となっております。

白抜きの次のBでございますけれども、家庭や家族のことですが、この項目の大部分は、ヤングケアラーに該当する子どものみが回答する設問となっております。まず、問5の設問でお世話が必要な方の有無を確認いたしまして、お答えいただきまして、問6で、そのケアの対象を特定、問7で、その対象について詳細を回答するという順になってございます。

問7の②をご覧いただきたいのですが、この設問では、「お世話は誰がしているか」を聞いてございます。7番目の選択肢「自分」を選択した方が「ヤングケアラー」となります。以降、問16までの設問は、ヤングケアラーである子どもに対しての設問となっております。

問7の④から⑦で、医療機関や福祉サービスとのつながり、問8で、お世話の頻度、問9、問10で、日常生活や進路への影響、問11で、ふだん感じていること、問12から問16で、相談相手や周りの大人にしてほしいことなどの設問を用意させていただいております。

問17からは、回答対象が全ての子どもさんに戻ります。

めくっていただきまして、8ページになりますけれども、「ヤングケアラーについて」では、ヤングケアラーの認知についての設問となりますが、ヤングケアラーを知らないお子さん、こういう言葉をお聞きになったことがないお子さんも大変多いと思いますので、冒頭に日本ケアラー連盟の具体例を紹介してございます。

最後に、自由記載欄を用意しております。

生徒さんの調査票についての説明は、以上でございます。

続きまして、資料3-3でございます。学校用の調査票でございます。

こちらは、各学校が回答する調査票でございます。学校全体を把握している校長先生や教頭先生が調査回答を行うケースが多いと想定してございます。こちらは紙ベースでの実施を想定しています。

問4から問8で、支援が必要と思われる子どもへの対応、主に学校の体制について設問を用意してございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページ3になります。

問9からは、ヤングケアラーについての設問でございます。問9ではヤングケアラーの概念把握について、問10では、ヤングケアラーの子どもを実際に把握しているか、把握している場合には、問11で、どのように把握しているかの設問を用意させていただいて

おります。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。

問12では、ヤングケアラーの定義、先ほどの日本ケアラー連盟の定義をお示しいたしまして、改めてヤングケアラーに該当する子どもの有無を確認してございます。

ヤングケアラーがいる場合は、問13で詳細を掘り下げるという設計となっております。この中でちょっと詳しく聞かせていただきまして、事例なんかのケースの概要について、ここで1例ずつ、もし、いればお聞きするというような形になってございます。

ちょっと大分進んでしまうのですが、10ページの問15でございます。問15で、今後、ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことを伺い、最後、問16の自由意見欄で調査終了となります。

以上で概要の説明なのですが、ページ6にお戻りいただきまして、修正点でございます。

ページ6の一番下の枠の「学校が直接連携した機関はどこか（つないだ機関）（複数選択可）」というところですが、選択肢の番号がちょっと飛んでしまいまして、1、2、3、4、6、7、9、10、11、12となりますけれども、ここは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10の、10個の選択肢となっております、番号の振りを間違えておりますので修正していただければと思います。

学校への調査については、以上でございます。

それでは資料3-1に戻りまして、7ページ目でございます。

想定スケジュールというところでございます。

児童福祉部会様での検討を8、9月に行わせていただきまして、10月から11月の間で実態調査を実施したいと考えてございます。約1カ月ほどで集計を行いまして、年明けの1月をめどに結果の公表を行えればと思っております。

調査結果につきましては、今後のヤングケアラーの支援策の検討に活用する予定でございます。

事務局からの説明は以上となりますので、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○松本部長 今、事務局からのご説明と資料について、ご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いします。

では、ちょっと私から1点よろしいですか。

資料3-2の調査票の問1なのですが、学校名を答えてもらうというふうな質問は、これは必要でしょうかということなのです。個人的な意見は要らないのではないかと、これは、以前、議論をしたときにもお伝えをしています。理由は、大きい中学とかはいいのですけれども、小さいところで、ヤングケアラーの発生率が低いとすると、小さい中学で1人とか2人ぐらいになってきたときに、記名はないけれども、そのこと自体特定し得る可能性がある、あるいは特定し得るというふうに回答者が判断し得る

と。あとは、例えば高校4年生なんてあるときに、これは特定の高校ですよ。特定の高校で、高校名があつて4年生でといったら、多分、回答者はそう多くないというふうに思うので、これは、処理としてそれが漏れないようにするということは分かるのですが、回答する側に特定されるのではないかというふうな危惧を抱かせるのではないかというふうな懸念があるのです。その点について、いかがでしょうか。特にこれ、学校別に集計するとか分析する予定がないのであれば、むしろ要らないのではないかというふうなことが意見です。いかがですかね。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 学校名はですね、個人が特定されないように十分注意を払ってやりたいと思っています。もちろん結果は非公表で行いたいと思っているのですが、学校さんのほうにはちょっとフィードバックをさせていただいて、学校としてのヤングケアラーの早期発見ですとか支援に役立てられないかなと考えております。

○松本部会長 あなたの学校こうでしたよっていう話をフィードバックするのだったら、なおのこと、これ特定できてしまう可能性があるわけですよ、その学校の先生が。なので、あなたの学校こうでしたよというふうに、個別の学校にフィードバックすること自体は、僕はしないほうがいだろうと思っています。もう一つは、ヤングケアラーがいますよという話のときに、それは誰なんだという話に必ず学校ではなるのと、いないのだったら、うちはいないんだよねという話になって、でも、回答そのものは、漏れがかなり生ずる可能性があるもので、本当はいるのに、うちは調査の結果いませんでしたということで何か対応が進むというようなことがあり得ると思うのです。そうすると、個別の中学あるいは高校に、あなたの学校の結果はこうですということをフィードバックするというのは、僕はまずいと思っています、むしろ、例えば何々区の中学とか、何々区の高校とか、ちょっとざくっとくった形でやったほうが僕はいいのではないかというふうには思っているのです。なので、この資料の使い方も含めて、私はこれ、一般的には、大きな規模の学校だと、そう大きな問題は発生しないかもしれないけれども、やはり中規模から小規模の学校で、ヤングケアラーそのものの発生率が低い、全体的に見ると、これは多分、国の調査ですと5%ぐらいですかね。回収率が上がるとしても、クラスに1人いるかいないかというところで、分かってしまうのではないかと思うのです。先生のほうは。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） その辺の、学校のほうでも、自分のところにもしいれば何とかしたいということはあると思うのですけれども、そういう懸念ももちろん考えられると思いますので、一回、庁内で検討させていただいてもよろしいですか。

○松本部会長 はい、今の点は、同じことを既にお伝えをしてあります。だから、ご検討いただいたのだったら、ご検討の結果を教えていただければいいのですけれども。そういう強い懸念があるということをお伝えをして、これ、要らないのではないかということもお伝えをしてあります。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 一旦庁内のワーキングでは話をさせていただ

たのですけれども、改めまして、ちょっと。

○松本部長 フィードバックするのであれば、やっぱり個別の学校でいくと、やっぱり小規模校なのですよね、私。いたらいたで特定になるし、いなければいけないで、いなかったんですということがひとり歩きする。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） そうですね、分かりました。

○松本部長 それは強い意見として持っています。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 承知いたしました。ちょっとお時間いただければと思います、すみません。

○松本部長 フィードバックはグループでと、個別は要らないと。特に高校生の高校4年生なんか入るとすればね。特定していくというなら、その特定の目的でやると思いますのですけれども、これは先生は見ませんと、誰が書いたか分かりませんということを前提にやる調査なので。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 今の、まとめるとしても区レベルぐらいでということでございますね。

○松本部長 すみません、これは私の意見です。

ほかはいかがでしょうか。

では、もう一つよろしいですか、ほかの方がいないので。これも以前述べたところなのですけれども、実施方法のところ、ホームルームを使ってというのは、ホームルームで一斉にやっていたかということでしょうか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 今、教育委員会とも相談しているのですけれども、時間を設けて、その場でやっていただけないかなということ今調整しています。

○松本部長 その場で一斉にやってもらうということで、回答率はそれは上がると思うのですけれども、私、それについて、以前、強い懸念をお伝えしてあります。それは、多分、大体の子はすぐ終わる調査なのです。ヤングケアラーの当事者が結構時間がかかるというふうになると、クラス全体でやると、1人だけ長くやるということが発生するので、予想される懸念はそこから二つです。一つは、誰がヤングケアラーであるか周りが分かるということです。もう一つは、ヤングケアラーの子は書くのをやめるということです。なので、一斉にやるというのは、回収率を上げるという点ではとても有効な方法だし、私もいろいろな調査をお願いするときに、ぜひ学校で、そこで一斉にやってもらえませんかというふうなことをお願いすることが多いのですけれども、この調査に関しては、多分クラスの中で40人いたら、該当する子が多分1人とか2人とか、いないとか、1人、2人の子が長くやっているという事態が想定されるのですよね。そこについてどういうふうに、これは同じことを以前お伝えしたのですけれども、どういうふうにクリアされるということですか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 以前、お話もいただきましたので、一応、子どもの権利に関わるですね、例えばですけれども、クロスワードパズルですとかですね、そ

ういった子どもの権利の理解ですとか、そういったことを空いている時間にやるような仕組みをつくろうかなと思っているところでございます。

○松本部長 それは具体的にどういうことなんだろう。終わった人はこっちやっておいてねって行って別の冊子読ませるといのは最悪だと思っているのですけれども。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 冊子ではなくて、ウェブの中で。

○松本部長 だから、それは具体的にどういう形なのかというのを教えていただかないと、何か、配慮しますだけだとよく分からないというのが私の意見なのです。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） そのウェブの調査の中でですね、終わった方はこちらにお進みくださいというような流れで、そういった子どもの権利が深まるようなことを取り入れたいと思っております。

○松本部長 それは、ずっとみんなウェブを見ていると、終わった人は別のほうに行くというふうなことで。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） ええ、そうです。

○松本部長 なるほど。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） それはある程度の題数を用意しておきたいと思っております。

○松本部長 それは何か読むようなものなのですか、クイズみたいなものなのですか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 今のところは、クイズとか読む物を考えております。例えばクロスワードパズル的なものを考えてございます。どういうふうなクイズにするかはまだ決まっていないのですけれども、考えながらやるような。

○松本部長 なるほど。それ、一回トライアルでやってみないと、うまくいくかどうか分からないですね。大多数の早く終わる子と少数の長くかかる子のバランスがうまくとれるような形で設定できるかって、実際にやってみてというようなことが必要かなというふうには思いました。今のお考えは分かりました。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） その辺、実際、学校現場のほうでもそういう懸念も示されるのかもしれないので、その辺も含めて考えたいと思います。

○松本部長 いずれにしても、それ、もしそういうことでお進めになるのであれば、一回、それがうまくいくのか、機能するのかどうかというのは、一回やってみる必要があるのだと思うのですよね、時間とか。

すみません、これは私の意見ですけれども、ほかの方はいかがでしょうか。

○北川委員 そうですね、やはりこの中高生、特に中学生の時期って、ほかの子と違うということをすごく自分のことをクローズにするし、知られたくないというのが強いし、ヤングケアラーだった元お母さんたちの話を聞いても、絶対相談できなかったという方が多いので、そこら辺に対する配慮、その中でも、やっぱり大人は助けたいからこんな調査やっているという、そういう、彼らを守るような形の調査方法は必要かなというふうに思いました。

あと、中学校もやっぱり危ないなというのと、区も、例えば、私、東区なのですけれども、東区と中央区って違うよねとかっていう、そういうのもちよっといろいろなところで聞かれたりするんで、実態としては、この辺も慎重にいかないといけないのかなというふうに思います。

○松本部長 ほかはいかがでしょうか、今のことも、ほかのことも。

○箭原委員 本当に中学、高校生、一番センシティブなところなので、クラスの中でどう浮くか浮かないかというのは、もう、世界、それだけになっている子たちが結構いるのですよね。その中で、この調査を学校の中でやるというのは、私は嫌ですね。それに、子どもは、多分そのまま答えないと思います。まだ家に帰ってきて、やって、そのまま学校を通さないで出すというのだったら違うかもしれないですけども、学校を通すとなった途端に、答えないのではないかというふうに、私は周りのヤングケアラーと言われるような子たちを見ていると思いますね。自分を守るほうが大事です。

○松本部長 ほかはいかがでしょうかね。ちょっと実施方法について幾つかちょっと懸念を含んだ意見が出ているということだと思うのですけれども。回収率が多少下がるのをあきらめても、これくらいの期間の中で、どこでやってもいいからやってねというふうにしてお願いするというほうが、回収率は下がると思いますけれどもね、むしろいいかなというふうに、個人的にはそう思っていますけれども。

○大場委員 今、皆さんからお話あったように、やっぱり答えやすい方法をやはり第一優先で考えていったほうがいいのかというふうに思います。今、松本先生からもお話がありましたように、どのくらい集まるかということはあるかも分かりませんが、そこに答えてくれた中高生の答えというのはまさに真実だと思いますので、そこを大切に分析していくというのが非常に大事なことではないのかなというふうに思います。

それから、調査票の中で、これはちょっと再確認なのですが、札幌市立の中学校、高校、中等教育学校ということですけども、これは札幌市内でなくて、札幌市立ということとで考えるということでもよろしいでしょうか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 市立です。

○大場委員 というのは、高校の場合だと、札幌市内の子どもさんが道立の高校に行っている割合のほうが逆に高いのかなというふうにも思ったりしていて、そうすると、その分析のときに、市立の高校と道立の高校というか、私立の高校も含めてになりますけれども、どのくらいの母数になるのか。市立の高校の子どもが札幌市内の高校生の中でどのくらいを占めているのかということもどこかで示していったほうがいいのか。それによって、札幌市内のヤングケアラーの状況を考えるといったときに、こういう対象で、こういう形で分析するということが、実際には、道立、市立の高校には何割くらい実は行っていますよと、でも、調査の形として市立に限定しましたというような説明もあって、分析したというふうにしたほうがいいのかと思ったものですから、ここで札幌市立というふうになったとき、調査対象としては分かるのですが、札幌市のヤングケアラーの対策

ということを考えるときに、ちょっとそこは触れておかなければならないのかなと思いましたが、一言お話しさせていただきました。

○松本部長 調査対象になっている層がどういう層であるかということを中心に、対象にならなかった人がこれぐらいいるというのを含めて示すというのは、とても大事な点かというふうに思います。

どうですか、調査の実施の方法について、ちょっと懸念なり慎重な意見いろいろ出ていますけれども。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 教育委員会と相談させていただきたいと思います。それから、今、大場先生のおっしゃったところですが、一応北海道のヤングケアラーの調査が、道立の高校も、北海道のヤングケアラーの調査は公立の中学2年生と高校2年生で、そういったところがあるのですけれども、先生のおっしゃるところは抜けていると。

○松本部長 特に、道も同じようなフレームでやるので、そこは、どこがどこを担当しているのかというのはそれぞれ出しておけばいいのかなというのは思います。

あと、たしか道のほうは、調査方法というのは、教室で一斉にやるのはやめてくれという話で、ある期間を設けて回答するという方法をたしかとるようなことになったことと、あと、個別の学校は入れていないと思うのですよ、たしか。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） そこも含めまして、市の教育委員会のほうと相談いたしまして、次回の会議までには。

○松本部長 分かりました。個別の学校に返したいというのも分かるのですけれども、そのデータの、本当はいるのだけれども、調査結果はいないと出るところもあるのでは、小さい学校単位だと。大きな単位になると、ある程度誤差のうちに含まれるようなことがあるでしょうけれども。学校の先生は、うちにはいるのかということに気にされるでしょうから。いるんだったら誰なんだと、いなかったら、よかったみたいな話に。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） そこで終わってしまうという形ですね。

○北川委員 でも、結果として、そのパーセンテージとかが出て、やっぱり札幌市全体でこの問題を考えないとならないよねという意識構造にはつながると思うので、ご自分の学校にいるかないかではなくて、やっぱりこの問題は大事だよというふうになることのほうが大事なのではないかなというふうに思います。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 分かりました。

○松本部長 それぞれのお言葉は違いますが、同じような観点で委員はご発言のように、そういう懸念があったということをご配慮ください。

ほかはいかがでしょうか。

これもかなり注目される調査になると思いますので、特に回収率も上がる、どういう形かは別にして、国の調査なんかよりは上がるような気もいたしますので、貴重な結果になることは確実にしたいと思いますので、だからこそ慎重にというか、子どもさんたちを守る

ということを優先に組まないはずかなと思っています。

ほかよろしいですか。

分かりました。それでは、幾つか意見が、特に実施方法について意見が出たということは、そこはご検討いただくということで、一旦この議案は。

調査の内容については、大体ご了解いただけたということでよろしゅうございますかね。

分かりました。承知いたしました。

それでは、議題の3点目を終了して、4点目に行きたいと思います。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 次回の部会なのですけれども、9月中にやらせていただけないかなと。

○松本部会長 承知いたしました。今の点について、もう一度確認をするということですね。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） はい、そうです。

○松本部会長 承知いたしました。それがいいかと思います。ほかの委員の方も、そういうことでよろしゅうございますかね。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） お忙しいところすみませんが、よろしくお願います。

○松本部会長 でも、大事なことだと思います、とても。やっぱり一回やって、次の形ができると思いますのでね、ここは丁寧に議論をしませんか。

それでは、議案の4点目に行きますけれども、4点目はこれは非公開ですね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） そうです。

○松本部会長 どうします？これはブレイクを挟んだほうがよろしいですか。

○事務局（野島子ども育成部長） そのまま、始まる前に非公開かどうかのご意見をまとめていただいてというふうに。

○松本部会長 そうですね、分かりました、そこで確認をしてということですね、了解しました。

○事務局（野島子ども育成部長） 今、事務局から一旦説明をさせていただきます。

○松本部会長 分かりました。

○事務局（島谷子ども企画課長） では、私、子ども企画課の島谷と申します。これから先、私のほうからご説明させていただきます。

それでは、これから審議事項の四つ目、令和3年6月の死亡事案につきまして、前回の児童福祉部会に続きましてご説明させていただきます。ただし、本日の説明に当たりまして、実母らに対する関係機関の支援内容などの個人情報が含まれますことから、個人情報保護の観点から、この後、非公開でご審議をいただければと考えてございます。まずは一旦、この審議の非公開についてご審議のほどをよろしくお願いたします。

○松本部会長 私は異論ございません。いかがでございましょうか、よろしゅうございま

しょうか。

それでは、非公開ということでお願いいたします。

【以下、議事非公開】